

## 指定管理者であるための基本的理解

### (1) 指定管理者制度への理解

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間事業者の有する能力、経験、知識等を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営を行うことにより、経費の縮減等を図るものと理解しております。

当協会は、自転車等駐車場の指定管理者として条例、規則、その他関連法令を遵守し、藤沢市の施策を十分理解したうえで、利用率の低い施設や新設された施設の利用率を向上させることで、利用料金の増収を図ってまいります。

### (2) 管理運営の基本方針

当協会は、業務実施にあたり自転車等駐車場の設置目的を十分に理解した上で、これまで培ってきた経験と実績をもとに、公共施設の指定管理者としてお客様に対し、ハード面及びソフト面で質の高いサービスを提供することで、環境にやさしく健康の増進にもつながる自転車の利用促進を図ってまいります。

また、藤沢市の策定した、ふじさわサイクルプランによる自転車施策の基本方針1『はしる～走行空間整備～』、基本方針2『とめる～駐輪環境整備～』、基本方針3『～利用促進～』、基本方針4『～交通ルールの遵守～』を念頭に入れ、自転車利用がしやすく人にやさしい施設運営を行ってまいります。

### 自転車等駐車場管理運営の基本方針

- ◇ お客様が自転車を利用したくなるような、とめやすい駐輪環境を目指し、ハード面及びソフト面での品質向上に努めます。
- ◇ お客様が気持ち良く施設を利用できるよう、接客対応に配慮し、人にやさしい施設運営を行います。

### 藤沢市の掲げる自転車施策の基本方針

<b>1. はしる</b> ～走行空間整備～ 安全・快適に走行できる自転車走行空間づくり	<b>2. とめる</b> ～駐輪環境整備～ 鉄道駅周辺を重点とした人にやさしい駐輪環境づくり
<b>3. つかう</b> ～利用促進～ 市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくり	<b>4. まもる</b> ～交通ルールの遵守～ 市民と連携した交通安全の意識づくり